

令和6年度兵庫県社会福祉審議会 第4回ユニバーサル社会専門分科会 議事録

1 日 時：令和7年3月11日（火）10:00～11:50

2 場 所：県庁3号館6階第6委員会室

3 出席者：別紙のとおり

4 内 容

- (1) 障害福祉サービス事業者で製作した商品の愛称について
- (2) 「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」の改定報告について
- (3) 令和7年度ユニバーサル社会づくり推進施策について

○開会挨拶

【事務局】

今年度は、ユニバーサル社会づくり総合指針の改正に向けて、これまで3回、方向性、骨子案と改正案についてご議論いただいた。その後、A委員に細かい部分を調整いただいて、2月県議会に提出する案を作成し、年末から1月にかけて、パブリックコメントを実施した。ご意見は2件で少し少ないかなという印象ではあるものの、大きな変更点等なく、2月県議会に上程し、3月5日に表決されたところである。改めてお礼申し上げる。

本日は、改正した総合指針についてのご報告と、令和7年度のユニバーサル推進施策についてご報告させていただく。そして、議題としてもう1つ、障害福祉サービス事業所で作成していた商品、これは授産商品という言葉が今でもよく使われるが、県議会から、「人に仕事を与える」という上から目線のイメージがあるというご意見を頂戴しているということで、県独自で愛称のようなものを公募してはどうかと考えており、後ほど事務局から説明させていただくのでご意見を頂戴したい。

4月から大阪・関西万博が開催され、多様な人々が万博に参加・来県される。兵庫県にも多くの方が来県されることを我々も期待しているところ。県ではユニバーサルコンシェルジュの育成や、観光業者を対象にしたみんなの声かけ運動、手話の講座を実施してきた。万博のテーマウィークと連動した人権やユニバーサルに関する県民参加型のイベント「ひょうごユニバーサル・デイ」を8月9日に実施することとしている。そこで今回完成した指針も、積極的にPRしていく。

今後も、より一層ユニバーサル社会に向けて施策の推進に取り組んでいきたい。本日も忌憚のない意見を頂戴したい。

○議事

- (1) 障害福祉サービス事業者で製作した商品の愛称について
(資料1に基づき審議)

【事務局】

障害のある方が事業所などで制作された製品について、「授産商品」と一部で呼ばれている。これまでは、この呼称は、自立支援法のもとでは使われていたが、それが総合支援法に変わった現在は使用されていないことを厚生労働省に確認しているが、一部自治体や、国の外郭団体、法律の一部に授産商品、授産という言葉が使用されている状況がある。授産という言葉は、人に仕事を与えるというマイナスのイメージを抱きやすいということで、静岡県では、応募総数 125 点の中から公募により「ふじのくに福産品」という名称が決定している。

一部の議員から、兵庫県も、静岡県で使用している「ふじのくに福産品」の一部を切り取って「福産品」の呼び名を今後広めていってはどうかのご提言をいただいた。静岡県からは、調整する中で、「福産品」という言葉を他の自治体で使用することは全く想定していないのでやめて欲しい、というような話があった。

やはり「授産品」という呼称はあまり良くないので、兵庫県でも、本県ならではの、障害のある方が作られた製品についての呼称を募集してはどうかという提案である。障害のある方が地域で自立した生活を送り社会参加に繋がるよう、障害福祉サービス事業所で作られた製品への認知度の向上や販路拡大を目指して、県民の方々には身近に感じられて親しまれることを目的として、愛称を募集したいと考えている。

募集期間としては、例えば6月から7月とし、応募いただいた愛称案の中から、こちらのユニバーサル社会専門分科会で、決定していただくことができないかというご相談である。決定にあたっての審査項目、要件などには事務局で整理して、諮らせていただきたい。

【A委員】

こういうプロセスを経て、この委員会も審査に関わるということだが、その手続き等でご意見ご質問はないか。

【B委員】

確かに授産という言葉は、ずっと長年使われてきた。すごく上から目線で言われている感じがする。ちょっと今更ながらというタイミングではあるが、言葉を変えていこうということには賛成。兵庫には「はばタン」というキャラがいるので、羽ばたくようなイメージのいい言葉が生まれたらいいなと思う。

【C委員】

静岡県の「福産品」を使わないでということで、それが残念なところもある。確かに授産という言葉は古いが、新しい商品の名前を付けるにあたって、障害者が作られたということが分かるような名称にするのか、それとも分からないような名称にするのかを考えていて、「福産品」という言葉では、ちょっと分かりにくいと思う。今後その審査項目や要件を整理する際に、障害者が作ったということを分かるようにするのか、分からないようにするのかということを、方針として決めておいた方がよいのではないかな。もちろん、我々で相談してもいいのかもしれないが。

【A委員】

障害者の作られた授産品だけを対象にするのか。例えば、受刑者が作られた製品は違う名称になるのか。

【事務局】

今のところ、障害のある方が作られた製品を考えている。今ご指摘あった点も含めて、可能であれば議論の場を設けていきたいと思う。

【A委員】

何より自分が作ってどんなふう to それを販路に乗せて、その時の名称をどうするかということで、当事者の方たち、作業所の方たちがどのような名称を望んでいるのか、声を聞きたい。まずそれがあって、公募で一番得点が多かった、一番数が多かった名称が自動的に選ばれるのではない、くらい to のことを前提とした方がいいかもしれない。

自分たちが作ったということがわかるような名前が皆さんから出てくるのか、それとは関係なしなのか、C委員のご指摘と関係するが、一度、県内のいくつかの事業所に簡単なヒアリング・聞き取りをするのもいいかもしれない。メールでのやりとりでもいいと思う。そんな難しくないので、当事者の方たちの声を聞くということも一つの方法だと思う。

【D委員】

C委員の意見に関して、私も2種類あるように思う。作業所の方に話を聞いても、「いや、うちは障害者だからじゃない、このお菓子がおいしいから売れている」と、「障害者の方が作ったからじゃない」って言う方と、一方で、自分が買うときに、「障害者の方が作っていらっしゃるから、応援のために購入する」という2つのパターンがあると思う。

おそらく障害者かどうかは関係なくいいものを作るというスタンスの所は、きっとこういった「福産品」みたいな名前がなくても、多分ばんばん売られると思う。なので、今回、福産品のような名前を付けるということは、障害者の方を応援するための商品ということなのかなと思った。

【B委員】

神戸スイーツ・コンソーシアムという、日清製粉さんとジョイントして、全国のスイーツを作られている作業所や福祉施設から応募をいただいて、非常にレベルの高いものをプロのパティシエの方が審査をして、商品として売り出すということをやっている。そのときに上がってくる商品は、もう本当にすばらしい美味しい、まさにプロのお菓子。そういうレベルの物と、今おっしゃったように、この子たちが一生懸命作ったから是非手に取って購入してくださいってということと、ちょっとイメージが違うので、そこはやはり今回どうするのかという、議論があってしかるべきかと思う。

【E委員】

「福産品」という言葉を使えない、使うべきではないということであれば、おそらくそれは「福祉」からきてる言葉だからだと思う。福祉の方が、その産業として作った（製品）。日本人は漢字にしまうと、カテゴリーになってしまうので、それをカタカナに変えて、福祉イコールウェルフェアだからウェルフェア産品やウェルフェア品、作る側がウェルフェアで作ったのだから「産」を入れてもいい。そうではなくて、作っている側も社会のために作っているんだということであれば、命名してウェルフェア品という単語を作ってもいいのではないかな。

【F委員】

福祉の「授産」とは、皆さんも言われたように、やはりマイナスイメージがある。障害者が作ったものだということが分からなくてもいいだろうと思うが、ユニバーサルのなこ

とが分かる目印のようなものを付けて名前に入れるとか、そういった形にしても面白いかなと思う。

【G委員】

今2つの考え方をお聞きしたが、そもそも特定な名称を付けることが望ましいのかどうかという議論もひとつあっていいかなと思う。特定している商品としての価値、あるいはマイナスイメージのものを、バリアフリー、ユニバーサル社会を求めているのであれば、あえて別に名称はこだわらなくてもいいというもう一つの選択もあるのではないかな。3つ目の、あえてこういう授産とか、福産品とかという名前を特定しないという考え方もある。

【A委員】

こういう商品がこのように作られたということを示す必要がある場がいくつかあるのだろうと思う。その場で授産ではちょっと困るだろうということで愛称を付けるということであるが、どういう場、どういう事業でそういう名称がよく使われているのか、教えてほしい。

【事務局】

県では、ひょうごセルプさんをお願いして、+NUKUMORI マルシェを県下各地で開催している。「+NUKUMORI」という店舗を指す名称は、一定浸透してきていると思う。もともと案を考える時に、「+NUKUMORI」や「NUKUMORI 商品」もいいのではないかなという意見もあったが、そうするとやはりセルプさんのイメージが先行してしまうので、公募の方がいいのではと考え、今回提案させてもらっている。

障害のある方が作られたレベルがすごく高い商品については、県としてはコンテストでさらなるレベルアップの手助けをしているという一方、社会参加という観点からは、生産を始めたばかりの作業所についても販売していくという場として県下各地でマルシェを開催している中で、障害のある方が作られた商品であることをPRすることにより、買ってもらえる動機・インセンティブに繋がり、ひいては賃金や工賃の向上に繋がっていくことがすごく大切な点。県としては、マルシェ開催のときに、この商品は障害のある方が作られた製品であるということを、きちんとPRした上で、わかった上で買っていただくのが大切だと考える。

【A委員】

来年度、そのためにこの委員会の招集がかかることになる。

【事務局】

県としてきっちり考え方をまとめて、A委員に相談させていただき、進めさせていただければと考えているのでよろしくお願いいたします。

（2）ひょうごユニバーサル社会づくりの総合指針の改定報告について

【事務局】

（資料2に基づき説明）

前回11月14日の分科会での委員の皆様のご意見を踏まえて、A委員と調整しながら、改定案を作成し、令和6年12月17日から令和7年1月8日までパブリックコメントを実施し、資料2の通り、2件のご意見をいただいている。

1 件目は「ひと」の分野で、委員会の方でもかなりご議論いただいた所だが、「文化」としていたところを、「人種、民族、出自、宗教」とあえて広げたのはなぜか、外国人を指しているように感じるが、相互理解すべきであることは理解するが、日本人に相互理解する気があっても、もしかしたらそういう気持ちがない外国人の方がいらっしゃるかもしれないということで、これまで通り「文化等」と表現を留めるなどとしてもらったほうがいいのではというご意見であった。

これに関する県の考え方としては、委員会でもご議論いただいたように、兵庫県ではSDGsへの取組を進めており、SDGsの目標10「人や国の不平等をなくそう」の内容に、まさしく「人種、民族、出自、宗教」という言葉も出ている。この内容を踏まえ、これまでの記載をより分かりやすい具体的な記載とした、と県として考え方を整理、公表しているところ。なお、資料2に関しては、ホームページで既に公表している。

2 件目は「まち」の分野で、ユニバーサルデザインタクシーの導入についてご意見をいただいている。具体的には、タクシーというのは公共交通機関に位置付けられているものであり、だからこそ、ユニバーサルデザインタクシーを導入する際の支援制度を県として作って欲しいというご意見だった。

このご意見に関しては、総合指針については、各個別の施策や事業を記載するものではないので、そのあたりについてはご理解くださいという形で返している。ユニバーサルデザインタクシーの検討するにあたって、まちづくり部が所管になるので、情報共有はしており、何かできるのかとのことも含めて、今後検討の参考とされるところと考えている。ユニバーサルツーリズムの観点の方では、今年度から、ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア形成推進事業をしており、3エリア指定済みであるが、そのエリアに指定されたところにおいては、補助メニューの1つとして、ユニバーサルデザインタクシーの導入、購入・リース代の補助が認められているところである。

(資料3に基づき説明)

1 年間ご議論いただいたひょうごユニバーサル社会づくり総合指針は3月5日の県議会で可決されている。皆様方に本当にいろんなご意見、ご提案いただきありがとうございます。

3 ページ「Ⅰ改定の経緯・趣旨」から4 ページにかけて、前回は平成30年で、6年経過し様々な社会情勢、県の取組の変化を踏まえて、「人」「参加」「情報」「まち」「もの」の、従前の5つの柱のもと新たに県政策の基本的方向を定めている。

6 ページ「Ⅲ始期及び運用」について、2025年4月から運用が始まる。終期は定めていないが、前回の指針と同じように社会情勢やユニバーサル社会づくりの取組状況を踏まえながら、必要に応じてこの分科会でご意見を頂戴しながら、数年後か先になるか分からないが、改定することになる。

7 ページ、兵庫県のめざすべきユニバーサル社会像についても、最後の最後まで表現や文言など、いろいろご意見をいただき感謝申し上げます。「全ての県民がユニバーサル社会の当事者として互いを尊重し、支え合い、持てる力を発揮し、自分らしく楽しく活動し、自己実現することができる寛容な社会」、これらを目指し、各部局と連携しながら施策展開を図っていきたいと考えているので、引き続きどうぞよろしくお願いしたい。

8 ページ、5つの基本理念「ひと」「参加」「情報」「まち」「もの」の5つの部分は変わらないが、それぞれの具体的な基本理念でご議論いただき文言等もアドバイスいただき、大変わかりやすいものができたと考えている。

「ひと」 人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

「参加」 全ての人がその能力を発揮して、多様な社会参加・参画ができる社会

「情報」 生活に必要なあらゆる情報を円滑かつ適切に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

「まち」 福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

「もの」 全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会
という形で、基本理念を整理している。

9 ページ以降は、5つの基本理念に沿った具体的な県施策の基本的な方向をまとめている。「ひと」については、例えば「(2) 困難を抱える子供が自立して」という形で「困難を抱える子ども」というところにスポットを当てている。また、I 委員からの「子供の意見を尊重するということを入れた方がいい」というお話を受け、「子どもの意見を尊重した」という文言を入れている。

10 ページ、「参加」について、新設した項目は「(3) 複合的な要因又は制度の狭間で困難を抱える人などが直面する障壁を除去するための支援体制の整備」で、従来は「障害者等」という表現をしていたが、障害者だけではなくて、様々な困難を抱える人のための支援が必要という形で、新設している。

11 ページ、「情報」については、「(5) インターネット等でのマイノリティの方を含む他者への人権侵害の抑止や情報リテラシーの向上など誰もが加害者にも被害者にもならないための取組の実施」という形で、新設している。こちらも、A 委員やD 委員からこれを入れるべきというご指摘をいただき新設した。

12 ページ、「まち」については、「(1) 住宅確保要配慮者への住まう権利の保障に向けての取組の実施」を新設している。A 委員から、低所得の方、高齢者、障害者、又は出所された方、子育て世代も含めて、住宅の確保に配慮が必要な方は多数いるが、実際には施策が進んでいない面もあるのではないかとご指摘もあり新設した。

13 ページ、「もの」については新設した項目は特にないが、(3) の「合理的配慮」が少しわかりにくいところもあるので、県の障害福祉実施計画などでも使っている「理にかなった工夫の積み重ね（合理的配慮等）」という形で、改めて記載している。

本文として以上だが、参考資料として、14 ページに、専門分科会の名簿を付けさせていただいている。その下には、分科会の開催状況も記載している。

15 ページの参考資料2は、総合指針以外の県計画との関係ということで、各部局に照会しピックアップして載せている。

16 ページ、参考資料3は、「関連する国制度等の近年の動き」で、国と県の制度等も含めて、各部局に照会して主なものを参考として載せている。

以上が最終的な改正総合指針であり、その他 SDGs のロゴや、あとは若干見やすいようにデコレーションしている。県のホームページに改めてこの形で掲載したいと考えている。

【A委員】

前回の委員会からの流れを踏まえた最終結果のご報告をいただいたということになる。県議会でも表決いただいたので、変更する余地はないが、ご感想なり、これからの実施にあたってというふうなことでのご期待なり何かコメントがあればお願いしたい。

【D委員】

変更の余地はないと思うが、「3情報」の（5）のところ、これは、誹謗中傷やヘイトスピーチなどを念頭に置いていたが、昨今非常に心配な事態として、情報の真偽性、真偽不明の情報がインターネットで一斉に飛び交って、それによって、分断の方に行ってしまうのではないかということが非常に懸念されると思う。情報を発信する側は根拠や出典を明確にすることがあると思うし、情報を受け取る方も、誰が発信者なのか、根拠が明らかかということをしっかり見極める力を付けていく。根拠ある情報の発信と、発信された情報の真偽性を見極める力というのを付けることが今後大事なことはないか。直近の話で、まだここには入っていないが。

【A委員】

今の趣旨は、「人権侵害の抑止、情報リテラシーの向上など誰もが加害者にも被害者にもならない」という文言でカバーされているように思う。

【H委員】

「情報」のところで1点視点をこれから持っておいていただきたいことがある。1年間、認知症をテーマとして調査・研究していたのだが、福岡市に行った時に、認知症の方は視野が狭くなり、トイレの場所などなかなかわかりづらいということで、認知症の方にもトイレの場所とかいろんな案内とかがわかりやすいデザインをまち全体で目指している、ということをおっしゃっていた。兵庫県もこれから公共施設を更新する所があるかもしれないが、その時にはぜひそういう観点も取り入れて、認知症患者の方にとっても、わかりやすいまちのデザイン、そういうことを今後視点として持っておいていただきたい。

【A委員】

ピクトグラムを始めとしてまちの中には記号やサインがあり、当初は聴覚障害者などをメインにしていたが、H委員のご指摘のように、認知症の方、まちの中のわかりやすいピクトグラム、もうピクトグラムに限らないことだと思うが、ピクトグラムを始めとする知らしめるためのまちの仕掛けについて、認知症の方、あるいは場合によっては発達障害の方も含めて、最近情報の受け取り方や認知の仕方が人によって違うということが言われてきて、あるいは定着してきているので、そういう方面での新たな視点で、まちづくりを進めることが必要かというご指摘かと思う。

【G委員】

この総合指針は、今後どのような形で、県民にPRしていくのか、また各地域の福祉計画等、とどうリンクさせていくのか。これだけ素晴らしい、障害者だけではなく様々な方を対象としているなか、県民にも伝えて理解してもらわないといけないし、当然のことながら各市町がこういった兵庫県の取組を反映して計画を立てていくということもある。総合指針をどのような方向で今後活用されていくのか教えていただきたい。

【事務局】

G委員がおっしゃる通り、普及啓発、PRもすごく大事なことだと思っている。具体的には県のホームページ、SNS、メールマガジンの方でも幅広く発信する。当然、市町や、関係団体、団体にも改定したという形で通知案内をする。また、県ではいろいろなイベントを開催している。普段から行っているイベント、当課で言うと、例えば兵身協さんにお世話になっている「みんなの声かけ運動」の出前講座など数々のイベントがあるので、その中で改定を県民や事業者、団体の皆さんにPRしていく。また、8月9日に、ひょうごユニバーサル・デイという県民参加型のイベントを考えており、パラスポーツの体験、障害者芸術の展示、障害者サービスの事業所さんの方で作られた物品商品の販売など、一体的なイベントを考えており、その中で改定指針のPRを図っていきたいと考えている。

他の計画との関係については、参考資料2に記載しているように、総合指針や条例を踏まえた計画としては、例えば地域福祉支援計画や老人福祉計画、障害福祉計画、子ども・子育て未来プランや、男女いきいきプラン、観光戦略など、狭い範囲でもこれだけの計画、指針があり、各部局で総合指針を踏まえて具体的な施策、計画を考えていただく流れになっている。

【G委員】

理念だけではなく、実行をお願いしたい。

【A委員】

15 ページ「改定総合指針の他の計画の関係」で、この指針には直接関係ないが、上に少子高齢社会福祉ビジョンがある。これが2012年に作ったもので、それからもう13年になるわけで、改定するという動きが一時庁内の中にもあったが、ちょっと止まっているように思う。果たしてこれは必要なのかどうか。あるいはやはりいるが改定が進んでないのか、あるいは俗によく言われている県政が停滞していると指摘されるがその一環なのか。いるかどうか、いるとしたらなぜ改定が進まないのか、今日はC委員も出席なので、ぜひ善処をお願いしたい。

【事務局】

ご指摘のように、2012年にでき内容的には2040年くらいを見据えてという内容になっており、改定の議論も数年前から始まっていた。そんな中で、この上に「ひょうごビジョン2050」ができ、それに包含されているような内容にもなるのではないかという議論が出てきていた。少子高齢社会福祉ビジョンを作った時は、「ひょうごビジョン2050」がなかったため、ビジョンが2つ並ぶという形もどうかとのご意見もある。今後、もし作るとすれば、この少子高齢社会福祉ビジョンを改定するという方向性と、「ひょうごビジョン2050」の中に含めて、兵庫県のビジョンとしてはまず大きな1つという形で進めていこうかというところと、様々な意見が出ているような状況。今後、改めて方向性を定めて改定する、あるいはこのビジョンの中に包含しながら統一していく、まだまだ議論の途中ということでご理解いただきたい。

【C委員】

この改定の話は3年前から議論があった。改定するにあたっては、これも議会の承認がいる項目になっている。上にビジョンができ、下の指針、計画等がどんどん新しくなり、間で挟まっていて、何か宙ぶらりんのままズルズルときているのが実態。これはどうするのかという話を、何年も前からしており、事務局がおっしゃったように、どういう形で進

めていくのかを、いずれにせよ議会と相談しなければいけない。議会の承認が必要となる中で、なくすのであれば、なくす議決は必要であるが、なくすことはなかなか難しいだろうという議論もして、また上にひょうごビジョンができてどうするのか、ということで、引き続き県で検討していただくことになると思う。

【A委員】

福祉の総合計画的な意味合いもあるかと思うので、そういう意味では必要かなとは思いますが、またご検討をお願いしたい。

（３）令和７年度ユニバーサル社会づくり推進施策について

【事務局】

（資料４に基づき説明）

一部予定を含むのでご了承いただきたい。細かい説明は省略させていただくが、２ページ、「総合指針に沿って毎年度、実施施策を取りまとめるとともに、その実施状況公表する」としてあるので、年度明けにもう一度各部局に照会して、改めてまとめて公表するという流れになっている。なお、今日の資料については、一部抜粋の資料になっている。

３ページは先ほどから紹介している通りなので省略する。

４ページからは、令和７年度の主な取組ということで、５つの柱、基本理念に沿って各施策の新規拡充を中心にまとめている。

「ひと」については、５５事業約１３億の予算規模となっている。

「１．障害など困難を抱える人や多様なバックグラウンドのある人との主体的な関わりなどを通じた、人を思いやる豊かな心の醸成、ユニバーサル社会づくりの基本理念への理解を深める機会の提供」については、従来通りユニバーサル社会づくり情報の発信や、普及啓発イベントの開催の拡充は、ひょうご・ユニバーサルデイ開催が新規のため拡充となっている。あとは以前から実施しているヘルプマークの普及啓発は、全県下で１１万個程必要な方にお配りしている状況。人権文化をすすめる県民運動の推進、最後に道德教育推進事業と、教育委員会で進めている事業を記載している。

「２．困難を抱える子どもが自立して社会参加・参画するための基盤となる生きる力を育むための子どもの意見を尊重した教育の実施」は、それぞれ拡充で教育委員会で実施している、ひょうご不登校対策プロジェクトの推進、高等学校における特別な支援を必要とする生徒の支援、医療的サポート推進事業、インクルーシブな学校運営モデル構築事業を実施する予定。

３つめの人材確保という項目については、例年実施しているみんなの声かけ運動の推進、外国人留学生の定着支援も継続していく。先程H委員から認知症の方の話があったが、それと直接リンクする事業ではないが、認知症の方を地域で支援していただくということで、推進員の養成及び資質向上に引き続き取組んでいく。

５ページ「参加」の１つ目、「全ての人がそれぞれの状況や能力に応じて、ICTの活用やマッチングなどにより、多様な職種・働き方を選択することができる環境の整備」の拡充として、障害者の工賃向上等の支援、先ほどの愛称の募集も一部含まれるかもしれないが、引き続き支援していく。農福連携、農業と福祉作業所の連携による、障害のある方の就農

促進事業も引き続き実施していく。女性活躍という部分では、女性の活躍や多様な働き方に積極的に取り組む企業をミモザ企業として認定して広く発信する事業を実施していく。拡充として、特別支援学校でキャリア教育社会参加推進事業として、就職・就労を意識してそれを見据えて企業等関係機関と連携し就労支援等を実施する。

2 番目「地域に見守られながらだれもが安心して出産し子育てできる体制の整備」、拡充として、特定妊婦支援事業、具体的には、予期せぬ妊娠等に悩み支援の必要性が高い妊産婦の居場所を確保して、産前から自立までの支援を実施する。

3 の「複合的な要因又は制度の狭間で困難を抱える人などが直面する障壁を除去するための支援体制の整備」については、すべて拡充。人権インクルーシブ推進事業、パートナーシップ制度やマイノリティへの理解増進、相談事業を実施する。昨今特に課題となっているひきこもり対策への総合的な支援として、複雑化している支援のあり方を踏まえ、きめ細かな支援を実施していく。重層的支援体制の整備、市町の重層的支援体制整備事業の実施を支援していく。複合的な要因などで困難を抱えるケアリーバーへの支援を実施していく。

4 つ目、「特別な支援が必要な子どもや家庭への支援体制の整備」ということで、ヤングケアラー、若者ケアラーの活動への支援の拡充、医療的ケア児に対する支援体制、その家族への支援体制の構築を引き続き実施する。

5 つ目、「地域活動や文化芸術、スポーツ活動、ユニバーサルツーリズムなどを通じた交流と社会参加・参画の促進」については、こちらも引き続き、パラスポーツ拡大推進プロジェクトを展開していく。ここ数年特に力を入れている障害者芸術文化支援事業も継続していく。あと、ユニバーサルツーリズム推進事業の方も、観光の方で取組んでいく。

6 ページ「情報」の 1、「全ての人がどのような時でもあらゆる情報を円滑に取得・利用することができる措置実施」について、県主催イベントでの手話通訳者、要約筆記者派遣を引き続き派遣していく。県や県議会広報のユニバーサル化として、広報番組の字幕・手話画面の挿入、知事定例会見・議会本会議での手話画面、点字広報の発行等も引き続き実施する。国際交流では、ひょうご多文化共生総合相談センターの運営として相談員や外部通訳者により 11 言語に対応した総合的な相談を引き続き対応していく。

2 の手話通訳、点訳等の専門的な人材養成と裾野を広げるということで「県民が手話等を学習する機会の確保」については、引き続き手話普及促進事業や失語症者向け意思疎通支援事業に取り組んでいく。

3 つ目、「災害時の支援が特に必要な者に対し、必要な情報をいつでも迅速かつ的確に伝達する体制」について、外国人県民安全・安心基盤整備として、災害時緊急時に、情報をそれぞれの言葉に翻訳をして、できるだけ多言語で伝える環境整備をする。避難行動要支援者のための個別避難計画については、計画の策定義務は市町だが、市町が作成しやすいよう県としてフォロー、支援をしていく。

4 つ目、「情報通信技術の活用やその進展による利便性を全ての人が享受できる環境の整備」については、高齢者・障害者のデジタルデバイド解消事業として、引き続き障害をお持ちの方や高齢者の方たちに対してスマホ操作手法等の講座を開催する。視覚障害者・聴覚障害者・盲ろう者の方に対する ICT 関係の研修が必要であるが、障害特性の関係もあって指導者が少ないためその養成している。

5つ目の「インターネット等でのマイノリティの方を含む他者への人権侵害の抑止や情報リテラシーの向上など誰もが加害者にも被害者にもならないための取組」については、インターネット人権侵害対策強化事業を拡充して取り組む。

7ページ「まち」、1つ目の「住宅確保要配慮者への住まう権利の保障に向けての取組の実施」としては、障害をお持ちの方、高齢者等について入居を拒まない民間賃貸住宅への補助制度により円滑な入居等を支援していく。

2番目、「状況の変化に対応した住宅の整備」については、ユニバーサルデザインを導入した県営住宅の建替や個人の住宅への助成事業を引き続き行っていく。

3つ目の「安心して公共施設等を利用し、公共交通機関等により円滑に移動できるハードソフト両面での整備促進」ということで、ゆずりあい駐車場について引き続き普及啓発を図っていく。あと、鉄道、駅舎のエレベーター設置促進、ノンステップバス車両の導入、道路や街路、交通安全の施設整備の促進も引き続き取り組む。

4つ目、「地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備・運営」については、ユニバーサル社会づくり推進地区整備事業として、各地域の方に手を挙げていただいて、推進地区を指定してユニバーサルな取組をソフト・ハードの両面から支援をしていく。商業施設、公共施設含む大規模施設を新設したり大規模改修したりする場合は、福祉のまちづくりアドバイザー、建築とか設備の方だけではなくて、障害当事者の方にも入っているアドバイザーによって、実際に着工する前にアドバイスやチェックしていただく制度もあり引き続き進めていく。

5つ目の多様な主体による市民活動や、福祉サービス等で安心をもたらす社会サービスの提供促進については、障害者グループホーム等に入居される低所得者への県独自の負担軽減を引き続き実施する。新規事業としては、24時間対応在宅介護サービス参入促進事業として、費用の一部助成、定期巡回サービスの普及啓発研修を実施する。

8ページ「もの」、1つ目、「全ての人が利用しやすいように設計された製品の開発と普及」について、引き続き福祉のまちづくり研究所等を中心に3施設と連携して、展示会の開催、企業と連携したセミナーを開催していく。

2つ目の「先端的な技術を活用した医療福祉サービスの提供のための研究開発普及」については、ロボットリハビリテーション拠点化の推進、小児筋電義手バンクの運営、介護業務における労働環境整備、介護ロボット ICT を活用した支援を引き続き取り組む。

3つ目、「全ての人のにとって利用しやすいように配慮されたサービスの提供、理にかなった工夫の積み重ね（合理的配慮等）によるサービスの向上の促進」については、合理的配慮アドバイザーの派遣を引き続き実施していく。ユニバーサル社会づくり第8次率先行動計画、今は第7次で令和6年度が最終年度で、第8次率先行動計画として次の3ヵ年を今計画しているところ。県自ら率先行動計画を作って質の高い県民サービスを行う。

予算ベースで合計216事業384億円となっている。6年度については、220事業290億円程だったが、事業数については、事業統合・廃止・新設した形で、若干上下する。総事業の予算が100億円弱増えている形で、こちらも整備が増えれば、その部分が上がるし、また、この度改めて総合指針改定したということもあり各部局に照会する時に、6年度に載っていない事業でこれまで取り組んでいた事業もあるはずなので、その辺も踏まえて幅

広く抽出するよう照会したところ、これまであがってなかった事業もあがってきているという状況なので、特に増えたというふうには考えていない。

【A委員】

それではただ今の説明を踏まえ、各委員から意見ををお願いしたい。個別の事業についての期待されること、あるいは助言、さらには今回の改定にあたり全体的な感想でも構わないので、ご意見賜りたい。

【G委員】

今回の認知症の基本法や今回の県のユニバーサル社会づくり総合指針、また厚労省の地域共生社会などいろんな理念、たくさん法律が策定されていて、本当に市民レベルで、どれだけ理解できているのかなと思う。

先ほど認知症の方のお話もあったし、障害者の方もそうだが、こういう言葉だけが綺麗に進んでいる、先行しているというか、まだまだ意識レベルというものについてギャップのようなものを感じている。特に少子高齢社会という1つのキーワードにはなっているが、この背景というのは単なる少子化だけではなく、本当に今、困窮世帯やいろいろな家族構成、家族のあり方も大きく時代とともに変化している中で、そういった実際の生活、暮らしと、こういう理念が、どれだけギャップなく、これが浸透し施行されていくのか、またそれがしっかり市民の暮らしに反映されるのか、というところが、いろいろな事業が沢山あるが、それが本当に現場レベルで役に立ってもらったらなという思いがある。

【B委員】

ユニバーサル社会というくくりでこれだけ多様にまとめていることに敬意を表したい。最近すごく気になっているのは、フェイクニュース、情報の中の、とりわけその真偽不明だとか、あやしいけど本当のように流れていることが気になる。それと、今の認知症の問題とか非常に大きいと思うが、残念ながらこの中にはまだ落とし込めていないという意味で、そういうことも含めた議論をこれからも進めていかなければならない。今おっしゃったように、これだけのものを、どういうふうに県民の皆さんに浸透させていくかということも、すごく大きな課題だと思うので、アピールの仕方を特に情報通信時代でみんながスマホを持って何でも情報をとれる中で、こういう重要なベースというか、生きていくことのいろんな意味の基盤になるような必要な情報を、どこまできちっと届けていけるのかなと、そのやり方を、もうちょっと議論の中に入れてもいいのかなと思った。これからも引き続きユニバーサル社会について、みんなで頑張っていきたい。

【A委員】

フェイクニュース、フェイクの情報に対する対応というのは、これから重要だというご指摘。もうひとつは、やはりAIというのは、既存の知識とか情報しか含んでないわけだから、そのAIがどれだけユニバーサルな発想ができるかっていうのは我々人間次第なので、そういう意味ではAIがどれだけこのユニバーサル社会に貢献できるかということも、もうひとつのテーマになるかもしれない。

【C委員】

SNSとかのホットな話題もあるが、私が最近あちこちで言っているのは長期で見た課題で、外国人との共生の話がすごく気になっている。ご存知の通り少子高齢化で、兵庫県だけではなくて日本国中が社会の支え手、担い手を外国人に頼らざるをえない世の中になっ

てきて、今後もどんどん増えていく。兵庫県においても同じという中で、パブリックコメントでも、そういった分断みたいな話があって、もう無理だからと言っているが、えらく諦めるのが早いなと思いながら読ませてもらったが、兵庫県の場合、埼玉のクルド人のような大きな問題にはなっていない。だからこそ今から外国人とうまく共生できるような、取組を進めていってほしい。今日は国際の方おられないが、それを進めていってほしいというのはすごくあって、やっぱり世の中、分断社会がそこら中で起きていて、せめて兵庫県ではそういう社会にしたいということもあって。前にテレビを見ていたら、消防団の担い手が最近いなくて、消防団の一員で外国人の就労の方が一緒になってやっていて、お互いに助かっているというような番組やっており、こういうのいいなあというふうに感じた。兵庫県内でも福祉業界もそうだし、いわゆる製造工場の場に外国人がたくさんおられて、私の田舎の姫路の方でも、外国人の方が3人ほど自転車で連なってバーッと走っている姿を見的过程中で、最初はやっぱり外国人のコミュニティで固まるが、いずれ日本に長い間住むのであれば、日本人と交流できるような、そういった場をどんどん作っていかないと、将来の日本が心配。今回、多文化共生総合相談センターの運営という項目があがってきており、それはそれで継続していてももらったらいいが、今後、具体の推進事業を進める中で外国人に対する支援と日本人と外国人との交流の場ができるような取り組みを何か進めていけたらいいなと、心配事の1つとして発言させていただく。

【E委員】

外国人の方も増えてくるので、自然と関わらざるをえない。コミュニティによっても、すごく外国人に圧倒されているコミュニティやあまりいないという所もあるだろうが。外国人に対してもアピール、先ほどD委員が言っていたが、私もアピールという言葉が一番だと思う。せっかく分科会のチームにこの1年間ぐらい出て、基本理念、マスタープランは、今の私たちの99、100 近いかなと思っているが、いろんな活動、肉付けをしっかりと説明してくださったが、その結果をアピールする、また、これは日本人であろうが外国人であろうが、以前も言ったが、兵庫ではこんな、何か珍しい活動、ここを特に強調しているんだよという、アピールポイントをここから拾いあげるといのが、1つのこれの売り方、ひょうごの売り方なのかと思う。H委員からピクトグラムなどの話があったが、そこに今後QRコードなどを入れて、データ、認知症や耳が不自由な方とか目が不自由な方に、それを自分の理解できる言葉で、カメラが拾って伝えてあげるとか、何かそういうハードを入れてソフトで変えていく、アップデートしていくというのは今後できると思うので、マスタープランとしては、結構出来上がったんじゃないかなと思う。今後それを変更していく、アップデートしていくことが重要なのかなと思う。

【H委員】

外国人の方の議論が続いているので、私の意見としては、いろんな所で外国の方との衝突というか、多分外国の方も日本のルールが分からないとか文化の違いとか、そういったことで一部衝突などがあるかと思うが、そんな中でインターナショナルスクールに通う高校生から意見があり、外国人の方が電車の切符をなかなか買えないところを見て、その学生さんは英語話せるので外国人の方をサポートしてあげたのだが、その学生さんが言っていたのは外国の方が日本に来てルールがわからないというような場面が多いと思うので、県や市で外国の方が切符を買いやすいような、いろんなルールや文化がもっとわかるよう

な動画やサイトを作れないのかという意見をいただいて、確かにそうだねということを見せてもらった。

先ほどE委員がおっしゃっていた、例えば切符の買い方でもQRコードを貼ってわかりやすく買い方を説明するような動画を作るとか、そういう細かいことでもいいと思うし、資料にも書いてあるが、より外国の方に日本のルールや文化を知ってもらえるような取組をもっと進めていっていただきたいなというふうに思った。

【A委員】

これは文化というか、新しいものが、例えばコンビニでの支払いの場で、あるいは居酒屋での注文の場で、外国人だけではなくて、私に限ったことかもしれないが、高齢者にとっても大変難しい仕組みがたくさん出てきている。そういう意味では、別に外国人に限ったことではなくて日本人の中でも、特に地域社会では大変なあつれきが、ニューカマー、移住者と住民との間で、しきたりが違うから黙れとか、町内会などでなかなか難しい問題も沢山ある。そういう葛藤と争い事というのは、あちこちで見られることで、それをできるだけなくすような、そしてみんなが共存できるような仕組みとして、どんな仕掛けをつくれるかというご指摘かと思う。

【F委員】

これを見させていただいて、本当にわかりやすく、もっともっと力入れて頑張っていかなければならないなという項目が多々ある。

協会の方でも実施しているデジタルデバイドの解消事業は、かなり好評で「今までスマホが嫌やったけど講習受けて面白いわ」となった方もいるが、今問題になっている悪のサイト、そういうのにだまされないようにしてもらいたいと思う。やはり慣れてくると、ついつい触る回数が増えて、そういうところに誘われてしまう。そういう被害に遭わないようなことも、注意事項として取り入れて講座をしていかなければいけない。

協会の方も、高齢化で、家の中の手すりとかどこに見に行ったらいいのかと、言われる方も多いので、私は個人的にはテクノとか玉津に行って福祉用具の展示を見てからやってはどうかと話している。「まち」の方では、高齢者向けのリフォームはどういうふうにしたらいいかということに力を入れていけたらと思う。

「まち」の（3）の公共施設等の利用、公共の乗り物については、結構便利になった反面、田舎では、バスの本数も減り、廃路になっているところも増えてきている。不便なところも出てきているので、どういうふうにこれから考え、取り組んでいかなければならないのかと今痛感している。

しかし全体的に見ると、これが全部叶えば「まち」は住みよい、いい「まち」になるのではないかと思う。

【D委員】

パブリックコメントの1人目の方は、ちょっと外国人の方に対して差別的な感じなのかなと思ったのだが、事務局の方が毅然とSDGsを進めていくために、必要だとおっしゃってくださって、寛容な社会を進めていこうという姿勢が伝わってきた。

大枠のところだが、皆さんおっしゃってくださったように、多分私たちが直面している一番の課題というのは、少子高齢化ということになると思う。その中では具体的な課題は2点ある。1点目が認知症の方がこれからどんどん増えてくる、ということでその中で、A

委員がおっしゃったように、どうやって安心して暮らせるかということで、よくセルフレジが怖くて買い物に行けなくなったというような声も聞いている。安心して認知症の方も暮らせるような社会づくりというのが大事だと思う。

2点目に、労働者の若年層が減ることで労働者が不足してくる。その中で、ぜひ障害者の方や外国人の方にも、もっとご活躍いただいて助けていただくという視点が必要かなと思う。

「参加」の中で、障害者就労のことを一番で触れておられる。それから障害者雇用、法定率がまた上がるということで、障害者雇用での好事例や県内で高齢者の方がいきいき働いているというような、そういう企業をぜひ取材というか、紹介していただくようなことができる、それは市町村にはなかなかできないというか、広域で活動している県ならではのこともなんじゃないかなと思った。「もの」のところでも、合理的配慮ということについても、実際どんなことをすればいいか困っているという企業が多いので、同じく好事例をご紹介いただくようなことを県にしていただけると市町村にも参考になるのではないかなと思った。

【A委員】

この改定が始まった時に、大分前からこの指針を作ってきた人間としては、やはりSDGsの考え方というふうなものが追い風になって、それまで「ユニバーサル社会なんやねん」みたいなことで、なかなかご理解いただけなかったことが、SDGsとかなり合致し、ある意味で兵庫県が前を歩いていたわけだから、それが追い風になったなっていうことで、この改定のことを、いいことだなあと、有難いことだなと思っていたが、逆に、大きな逆風も経験している。具体的に言うと、トランプさんに代表されるように、例えば環境との共生、それはそんなもんいらんと、ほっといてくれって言っているし、それからLGBTQなんて何のことやと、男と女しかいないんだとか、本当に戦後の民主主義が築いてきた考え方に相反する。人間あるいは社会というものは相互依存で成り立っていて、環境もそうだし、環境と人間もそうだし、経済もそう、ところがそういう自由経済を否定して関税をかけていく、あるいは自国の、自己利益を追求する、場合によってはもう自分の権勢や権力によって支配をしていって、どんどん分断を進めていく。詭弁を弄してディールという駆け引き、これを駆使していくということで、近代社会が培ってきた社会の骨組みとなる価値観や倫理観が大きく棄損されているということで、大変状況が変わってきた。

これはアメリカで起こっているんだなと思っていたことが今世界で起こり、あるいは兵庫県下でも起こってる、具体的に。これはやはり権勢による支配とか自己利益の追求とかということで、むしろユニバーサル社会を作っていくことに、妨げとなる力、あるいはより分断を進めていくことになってくるんだなと、すごくここ半年ほど危機感を持っている。言い換えると、どういう価値観かというと、例えば人権であったり、民主主義であったり、平和であったり、あるいは指針でも触れているが、自己実現、多様性、寛容、あるいは言葉では出ていないが、社会正義、それから自由と平等、これを追求すること等々、近代社会が培ってきたこういう価値観や倫理感が今大きくチャレンジされている。それも政治の世界で、あるいは実際の政治家たち、この県下でも起こっているわけで、この中でこのユニバーサル社会の基本理念を打ち立てて、もう1回やっていくということは、本当に県民の力というか、県民、賢い民と言ってもいいかもしれないが、これこそが今や問われてい

る。もちろん行政・政治の力も大きいですが、改めて県民の皆さんの、ある意味で災害、それも人災だが、この災害に打ち勝つ、津波とか地震だと見えるが、これは今大きな災害に対してどれだけレジリエンスを持っているか、どれだけもう一度人権とか寛容とか平和というふうな価値に対して、真摯に向き合えるか、そしてフェイクニュースやフェイク政治家に惑わされない県民になれるかという、もうそれでないとユニバーサル社会は作れないんじゃないかというふうに、改めてこの時期に、この指針を打ち出すことの意味合いというもの、それに我々が関わらせていただいたということ、責任と誇りをもう一度改めて思う次第である。

【事務局】

各委員の皆様、ご意見、ご感想をいただきお礼申し上げます。事務局として、関係課も含め、今後も引き続きユニバーサル社会実践に向けた施策展開して参りたいと思うので、よろしく願いしたい。

議題1の愛称の件については後日、A委員とも相談しながら考えさせていただくので、よろしく願いしたい。

この1年間、何度もご審議いただきまして本当に感謝申し上げます。